

News Letter

2023
January
Vol.211

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人



発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

Contents

- ・ [登録番号のお知らせ](#)
- ・ [ERP に求められるもの](#)
- ・ [2023 年を想う](#)
- ・ [Plaza-i とシナリオテスト](#)
- ・ [経済安全保障強化と今後](#)
- ・ [Plaza-i 最新バージョン情報](#)
- ・ [インボイス制度に係る税制改正](#)
- ・ [令和 5 年度税制改正大綱における相続税及び贈与税の改正](#)

登録番号のお知らせ

株式会社ビジネス・アソシエツ、あいわ税理士法人は適格請求書発行事業者として登録されましたので、適格請求書発行事業者の登録番号をお知らせいたします。

株式会社ビジネス・アソシエツ 登録番号

T9010401063594

あいわ税理士法人 登録番号

T9010405003299

※2023年10月1日から、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入され、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が必要となります。

ERP に求められるもの

ERP（※本コラムではERPは「統合経営管理システム」という位置づけ）という言葉が世の中に出るようになって30年が経過しました。ここ数年ERPに求められるものが変質してきています。

ERPの前に、業務システム全体の説明から入りますが、業務システムの成り立ちは、まず手作業、紙保存であった業務記録を電子化する、個別業務のシステム化からスタート

します（今でいうデジタリゼーションや、デジタライゼーションの一部）。これらは人、業務グループ、部署単位で行っており、主な目的は情報の記録と手作業の軽減でした。その個別業務システムをさらに活用するため、部署間で連携（例：購買→在庫管理、販売管理→会計）するようになり、ボトムアップ型の統合システムとなっていきます。この統合システムの情報から経営者は次の意思決定をするようになるのですが、ボトムアップ型の統合システムでは経営者が欲しい（もしくは見るべき）情報が不足していることがあり、「経営」管理システムとしては不十分というケースもしばしば見受けられました。

そこで登場したのがERPです。ERPは経営者が求める情報を正確かつタイムリーに把握することを第一の目的とし、バラバラに構築されていた業務システムやデータを統合するだけでなく、経営者が判断するための情報（主に分類・集計用）を入力する末端から連携させるトップダウン型の統合システムです。結果、経営情報の末端（ボトムライン）にいる担当者の負担が増えるようになりますが、それでも人件費の高い経営者・管理者が短時間で正しい意思決定をし、会社に利益をもたらせば、ボトムラインの担当者も恩恵が得られるので、会社全体にメリットが生まれるという考え方で、業務標準化や経営意思決定の早期化に役立ちました。

近年、日本の生産性の低さや人手不足に注目が集まり、「働き方改革」「業務改善」という言葉が広がってようになりました。この改革すべき「働き方」や改善すべき「業務」は組織のボトムラインの作業を指しており、これまでのERPの考え方ではこの問題に対応できなくなってきました。すでに対応が始まっているソリューション、ベンダーも出てきていますが、これからのERPは従前の「高い業務フロ

クステストの一種であるユースケーステストの一部に分類されますが、弊社では業務のシナリオ(ビジネスシナリオ)ごとに、ユーザが実際に Plaza-i を操作することを想定した手順書に従ってその通りの操作ができることを確認するためのテストをシナリオテストとして作成し、動作確認、改修時の影響範囲の調査や、さらに自動テストとして登録することで回帰テストとしても活用しています。

シナリオテストで確認できること

そもそもシナリオテストでは主に①業務フローが正しく成立しているか、②数量や金額など業務の進行で変化していく数が正しくシステムに反映されているかをチェックします。シナリオテストによって検出できる欠陥としては、例えば要件定義で業務フローをシステムの仕様に落とす際に誤解があり業務フローが成立していない、キャンセルや取消など通常ではない処理が発生した場合に正常に戻る方法がない、UI がわかり難く人間が見て正しく判断できない、などがあります。

シナリオテストの設計

シナリオテストの設計では、インプットとなる資料は、業務フロー図や要件定義書をはじめとする、業務がどのように進行するか示すドキュメントです。しかし既存のシステムのシナリオテストを作成しようとする場合、そのような資料が十分に用意されていないこともあります。その場合、まずは操作マニュアルやノウハウ集を拾い集めて確認し、ドキュメントがなければ利用者にヒアリングして業務フローを明確にし、テストベースとなるインプット資料を作成します。弊社の場合は Plaza-i の機能自体にはついては必ずユーザーズガイドに反映していますので仕様については明確ですが、具体的な業務フローとなるとその中の OG (オペレーションガイド) や、過去の設計時の資料から業務フロー図、状態遷移図などを探し、システム導入で利用している運用マニュアル、営業のデモ資料、サポート担当者の事例報告などからも情報を集めます。さらにシナリオテストの設計では業務の流れを追いかけて設計に落とし込む必要があるため、テスト設計担当者は業務知識の習得も必要です。

シナリオテストのアウトプットとなるテスト設計書は①ビジネスシナリオフローと②手順書を作成しています。①ビジネスシナリオフローには目的となる業務の範囲、シナリオに登場するユーザの設定(いわゆるテストのアクターでシナリオに登場する役割ごとの設定で入力者・承認者・外部システムなど)、業務フローとなる工程を記述します。②手順書にはシナリオ条件と組み合わせる分岐点を明記し、さらに実際に操作するときと並行する工程の最初から最後までの一続きの操作を処理ステップとして用意しています。一続きの操作すべてを記述するのはテスト操作時に条件の読み取りで誤解が生じないようにするためと、自動テストとして登録する際にはツールが操作する完全に一連の操作として実行、検証する必要があるためです。従って分岐に応じて処理ステップの記述の重複が発生しますが、改修を行う必要がある場合には、必ず前提のビジネスシナリオフローや手順書のシナリオ条件から改修するルールにして、設計したテストを利用し続けられるように保守しています。

シナリオテストの作成ツール

フォーマットは利用者に応じて使いやすいものを利用していますが、例えばシナリオフローについては Markdown で記述し、社内 WEB サイトに公開して共有しています。手順書は Excel で作成し、処理ステップは Plaza-i の操作ログ機

能を利用して操作ログ形式でソースコードと同様に管理しています。

シナリオテストの活用

前述の通り、シナリオテストは自動テスト実行ツールに登録して回帰テストとしてリリースごとに実行する他に、標準セットアップの変更においてもシナリオの操作ステップが担保されているかを確認するためにテストを実行しています。またシナリオテストのアウトプットであるビジネスシナリオフローと手順書は業務フローの学習の教材としても利用します。

II 経済安全保障強化と今後

経済安全保障とは？

経済安全保障とは、国の安定を揺るがしかねない「経済面の脅威」から、日本を防御することである。

米国と中国の覇権争いの激化や、露のウクライナ侵攻を端緒に、「新・冷戦時代」と呼ばれる状況の中、日本の国内にて、基幹産業やインフラに対するサイバー攻撃や先端最新技術の不法流出が懸念されている。例えば、2022年2月末にトヨタ自動車の取引企業が、サイバー攻撃を受け、同3月に14の全ての工場が操業停止になった。自動車産業では、2020年にホンダが、2021年にはデンソーが同様の攻撃を相次ぎ受け、こうした脅威が続いている。

また、ウクライナ侵攻にて、物流途絶や制裁(各国の輸出入制限)で、生活に不可欠な食糧、原油・天然ガスや希少金属などの食糧からエネルギー・鉱物資源まで多様な素材が入手不可能な事態も現実味を帯びる。コロナ禍でも、マスク、医薬品のほか、半導体まで不足し、医療から産業まで幅広い分野における必需品が海外に依存するリスクが浮上した。

従来まで自由貿易という経済のグローバル化が進展する中、各国が経済関係を深めることこそが、武力行使や軍事的な衝突を防ぐことに繋がると期待されてきた。しかし現実にはデジタル化も進行し、モノの流れを止められたり、技術を盗まれたりするのみで、経済活動や一般国民の生活に大打撃を受けるリスクが高まっている。

成立した経済安全保障法の概要

令和4年5月、経済安全保障法(「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」)が成立した。同法には下記4つの柱が設けられている。

①供給網の強靭化

供給網を確保する必要がある重要物資を指定し、政府は特定国に依存しすぎているかなどを調査。企業は確保に資すると認定を受けた場合、助成を受けられるなど。尖閣諸島沖で中国船の船長を日本側が逮捕した時に、釈放を求めた中国がレアアースの供給を制限したケースといった対応が考えられる。

②基幹インフラの安定供給

サイバー攻撃で、電気ガスなど基幹インフラの供給が損なわれないよう、対象企業は、重要設備を導入する際に事前審査を受けなければならない。発電所や空港などの設備が、ソフトウェア導入やアップデートに乘じ不正ソフトウェアを仕込まれ、有事の際に誤作動を起こされる事態を想定した。これを防ぐため、導入設備や維持管理を委託する業者について事前審査を義務付ける。対象企業は、政府が決め、企業に拒否権はない。虚偽報告や届出の怠りの場合、罰則

が科され、政府が特定製品の排除命令も可能。これは企業の負担が増すと予想できる。なお、対象企業は次の14分野：電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車輸送、外航貨物、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融、クレジットカード。

③先端最新技術の官民協力

「特定重要技術」として宇宙・海洋・量子・AI・健康医療などの先端技術を想定し、資金支援に加え、制度面から実装を支援する「協議会」を設置する。同会はプロジェクト毎に個別に設定され、研究者に加え関係省庁も参加。政府が保有するニーズやサイバーセキュリティの脆弱性などに関する機微な情報が共有される。こうした機微情報については、民間研究者であっても国家公務員と同等の守秘義務が求められる、研究成果は公開が基本も、機微情報が反映される部分につき非公開となる場合もあり得る。

④非公開特許

同特許を同法では、「公開になれば日本の安全保障環境が著しく損なわれる恐れがある発明」や「公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されている」と定めている。特許については、公開を留保する。それにより、機微技術の流出などを防ぐ狙いとみられる。政府は安全保障を損なう恐れや非公開にした場合の産業発展に及ぼす影響度を勘案する。公開を留保するものは「保全指定」とし、出願取り下げや発明内容の開示、外国への出願などが禁止される。一方、非公開とされた場合、発明の実施が許可されない損失を補償する。

今後の行方

昨年の同法成立に際し、政府は、「まずは取り組むべき」、必要最小限に抑えたとし、今後、国際情勢の変化などによって見直し、さらなる法改正していく可能性もあるという。財界は、「待ったなしの課題」だとして法自体について評価している。ただし、米中両国にて事業展開してきた企業からは「規制によって競争力を削がれるのでは」や、「国の関与で企業の技術革新が阻害される」といった懸念する声も聞かれる。

供給網や先端最新技術の分野では企業を支援する一方で、活動を規制するような側面もある。政令や基本指針で決定される点も多くなるとみられ、法整備で得られる効果や罰則の必要性、自由な経済活動が阻害される懸念がないかどうか、より一層明確/透明化していく必要がある。また同法が必要最小限というならば、修正見直しの可能性がどこまであるのかも、政府は可能な限り説明を尽くすこととなろう。同時に、政府は、規制を恣意的に濫用したり、企業を委縮させたりしないよう、自らを律していくことが求められる。企業も、安全保障を念頭に置いた経営を自主的に進めていくことが、自らを守るすべとなろう。

いずれにしる国際情勢が不透明性を増す中、規制と自由な企業/経済活動のバランスを図りつつ、官民が経済安全保障面で如何に連携していくのかが問われることになる。

II Plaza-i 最新バージョン情報

2023年1月18日現在までリリースしております、最新のPlaza-iバージョン情報をお知らせ致します。

- ・ Plaza-i.NET V2.03.12.03

II インボイス制度に係る税制改正

はじめに

いよいよ適格請求書保存方式(インボイス制度)の施行が令和5年10月1日に迫っています。令和4年12月に与党より公表された「令和5年度税制改正大綱」においてもインボイス制度に係る見直しが図られています。本稿ではインボイス制度の改正内容についてご紹介します。

インボイス制度に係る改正内容

改正の内容は以下の項目となります。

- ・ 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置
- ・ 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減
- ・ 返還インボイスの交付義務の免除
- ・ 適格請求書発行事業者登録制度の見直し

適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

(1) 内容

- ・ 対象期間：令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間
- ・ 対象者：対象期間において免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度(※1)の適用を受けられないこととなる場合のその事業者

(※1)その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である事業者について消費税の納税義務が免除される制度です。

- ・ 取り扱い：その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができる

(注1)上記措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。

(注2)上記措置の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

(2) 解説

- ・ インボイスの保存を必要とせず、売上に係る消費税額からその20%相当額を納付すべき消費税額として計算します。
- ・ 上記経過措置の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する必要があります。
- ・ 課税期間の特例により、課税期間を3か月ごと又は1か月ごとに区分して短縮している場合には適用されません。
- ・ これまで免税事業者であった事業者が適格請求書発行事業者となる際に、簡易課税制度(※2)の適用を検討する場合も多くあるかと思えます。簡易課税制度を適用する場合には事業区分が第1種事業(卸売業)である場合のみ上記経過措置に対して有利となります。

(※2)売上に係る消費税額に下表のように事業区分に応じたみなし仕入れ率を乗じて計算した金額を、仕入に係る消

費税額として消費税額を計算する制度です。インボイスの保存が不要であり、中小規模の事業者の納税事務負担の軽減が期待できます。

事業区分	みなし仕入れ率
第1種事業(卸売業)	90%
第2種事業(小売業、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業に限る))	80%
第3種事業(農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業および水道業)	70%
第4種事業(第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業および第6種事業以外の事業)	60%
第5種事業(運輸通信業、金融業および保険業、サービス業(飲食店業に該当するものを除く))	50%
第6種事業(不動産業)	40%

(出典：国税庁 HP)

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減

(1) 内容

- ・ 対象期間：令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間
- ・ 対象者：基準期間(※3)の課税売上高が1億円以下又は特定期間(※4)の課税売上高が5,000万円以下である事業者(※3)個人事業者の場合前々年、法人の場合前々事業年度(※4)個人事業者の場合前年1月1日から6月30日までの期間、法人の場合前事業年度開始の日以後6カ月の期間

- ・ 取り扱い：国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める

(2) 解説

インボイス制度の定着までの実務に配慮し、一定規模以下の事業者の支払対価の額が1万円未満である取引については、インボイスの保存を必要としません。

返還インボイスの交付義務の免除

(1) 内容

売上げに係る対価の返還等に係る税込仕入れ額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。上記改正は、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用する。

(2) 解説

実務上、振込手数料を売手側の負担とする場合、売手側の売上値引として処理する場合と支払手数料(課税仕入)として処理する場合がありますが、売上値引として処理する場合の事務負担が軽減されます。

適格請求書発行事業者登録制度の見直し

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日(現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日)までに登録申請書を提出すればよいこととされます。

その他、免税事業者が経過措置により課税期間の途中から登録を受ける場合、適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書の提出期限について改正が行われます。

おわりに

インボイス制度は取引の売手・買手のいずれにも影響を及ぼすものであり、制度開始の前に今一度自社の取引内容を見直し、対応の要否を確認することを推奨いたします。

令和5年度税制改正大綱における相続税及び贈与税の改正

1. はじめに

令和4年12月16日に自民党と公明党から令和5年度税制改正大綱が発表されました。その中で今回は相続税及び贈与税の改正項目を取り上げて紹介します。

2. 改正の目的

贈与税は相続税よりも税率が高く、そのため、将来の相続財産が比較的少ない層においては、生前贈与に抑制的となっています。一方、一部の富裕層については、生前に分割して贈与をすることにより、相続税よりも低い税率が適用されることとなります。

改正の目的は、財産を移すタイミングで負担する税額が変わることがなくなるように税制を構築するとともに、高齢層から若年層への資産移転を促進させ、経済の活性化につなげることであります。

3. 贈与税の課税方式

贈与税は、個人が個人から財産をもらったときに課せられる税金です。贈与税の課税方式は「暦年課税」と「相続時精算課税」のいずれかを選択することとなります。

① 暦年課税

1年間（1/1～12/31）に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を差し引いた残額（課税価格）に税率を乗じて贈与税額を計算する方法です。暦年課税は累進課税で、課税価格が大きいほど税率が高くなります。

② 相続時精算課税

贈与者ごとに、1年間（1/1～12/31）に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から特別控除額2,500万円（前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合は、その金額を控除した残額）を控除した残額に20%の税率を乗じた金額が贈与税額となります。したがって、贈与を受ける財産の価額の合計額が贈与者ごとに2,500万円以下であれば贈与税はかかりません。

60歳以上の父母・祖父母から18歳以上の子・孫への生前贈与について、選択適用ができます。

4. 相続税申告時の計算方法（改正前）

① 贈与税申告時に「暦年課税」を選択していた場合

相続開始前3年以内の被相続人から贈与により取得した財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます。これを生前贈与加算といいます。生前贈与加算の趣旨は、「相続開始前の駆け込み贈与による相続税の回避を防止するため、相続開始直前の贈与財産を相続税の課税に取り込み、相続税の資産の再分配機能を確保するためのもの」とされています。

② 贈与税申告時に「相続時精算課税」を選択していた場合
相続時精算課税を選択した年分以後に贈与により取得した財産の価額は、贈与者が亡くなったときに相続税の課税価格に加算されます。この制度の特徴は、「財産の価額に変動がないとすれば、相続による移転と贈与による移転の間で税負担に差異が生じないように設計されているため、資産移転の時期の選択に中立的な税制」といえることです。

なお、①及び②いずれの課税方式を選択する場合であっても、相続税の課税価格に加算された贈与財産に係る贈与税

は相続税額から控除されますが、相続時精算課税を選択した場合に限り、控除しきれない金額がある場合は還付がされることとなります。

また、一般的には、多額の財産が存在する富裕層においては「暦年課税」の方が有利とされています。

5. 令和5年度税制改正の内容

① 贈与税申告時に「暦年課税」を選択する場合

暦年課税における生前贈与加算の期間を7年に延長（改正前は3年）するほか、延長した期間（4年間）に受けた贈与のうち一定額（100万円）については、相続財産に加算しないこととされました。

当該改正については、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

② 贈与税申告時に「相続時精算課税」を選択する場合

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとされました。

※相続時精算課税適用者とは財産の贈与を受けた個人をいい、特定贈与者とは財産を贈与した個人をいいます。

また、贈与者が亡くなったときの相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額は、上記の基礎控除を控除した後の残額とされます。

当該改正については、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

6. その他の改正について

① 相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しを行うこととされました。当該改正については、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用されます。

② 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、所要の見直しを行った上で、適用期限が3年延長されます。

③ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、所要の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されます。

7. 最後に

贈与税申告時に「暦年課税」を選択する場合、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税から改正内容が適用されるため、令和9年に発生する相続まで実質的な影響はありません。

一方、「相続時精算課税」についても、基礎控除（年間110万円）が設けられることとなり、相続時精算課税を選択した場合の基礎控除までの贈与財産の価額は、相続財産の価額に加算されないため、贈与税だけでなく、相続税も課税されないこととなります。

いずれにしても、ご自身の財産内容を把握したうえで、今まで以上に早期の贈与を検討する必要がある点については十分留意が必要です。